

「聖賢小学校安心ルール」

<基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対 応 段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと	人の気持ちを大切にしよう ・ 「生活の約束」を守り、しっかり勉強しよう				
第1段階	・ 授業開始におくれる ・ 学習の用意をしない	・ からかう、ひやかす ・ 無視する ・ 人の物をかってに使う	・ 指導を素直に聞かない ・ 指導を無視する ・ からかう、ひやかす	・ 物を大切にしない ・ みんなが使うものに落書きする ・ 学校の物をかってに使う	・ その場で注意 ・ 場合によっては家庭連絡 ・ 個別指導 ・ 自己を振り返る活動（反省文等）
第2段階	・ 授業のじゃまをする ・ 授業に関係のない話をする ・ 授業をさぼり校内でたむろする	・ 仲間はずれにする ・ 悪口、かげ口を言う ・ こわがるようなことをしたり言ったりする ・ 物をかくす	・ 指導に対して反抗する ・ 挑発的な態度をとる ・ バカにしたようなことを言う	・ 学校の物をこわす ・ 夜中に出歩く ・ 児童だけで校区外やカラオケ、ゲームセンター等で遊ぶ ・ カードやゲーム等で賭けごとをする	≪第1段階の対応に加え≫ ・ 複数の教職員による個別指導 ・ 数日間の自己を振り返る活動（反省文等）
第3段階	・ 授業中、故意に妨害をする ・ テストのじゃまやカンニングを繰り返す ・ 学校をさぼり校外にたむろする	・ いやがることを無理やりさせる ・ 暴力をふるう（プロレス技をかけるなども） ・ 物を故意にこわしたり、すてたりする	・ 指導に対して激しく反抗する ・ たたく、蹴る、ぶつかるなどの暴力をふるったり、暴言を吐いたりする	・ 万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと	≪第2段階の対応に加え≫ ・ 一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・ 関係諸機関（こども相談センター・警察）と連携した指導 ・ 「個別指導教室」を活用した指導
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

<ルール表作成上の留意点>

- ※この「学校安心ルール」（スタンダードモデル）の内容は、教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルです。各小中学校では、スタンダードモデルをもとに学校の実情に応じた学校安心ルールを作成し運用することができます。
- ※学校は児童生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。
- ※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することがあります。
- ※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。
- ※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。（SNSにかかる事案に関しても同様です。）